

## 平成 27 年度 国との意見交換会 議事録

日時：平成 28 年 2 月 2 日(火) 14：00～

場所：鹿児島国道事務所

### I. 入札制度について

#### (1) 県内地元企業の優先活用について

地域経済の活性化、雇用の確保、安定的な経営の維持のためにも、鹿児島県に本店を有する地域要件を設定し、県内地元企業の受注機会の拡大をお願いします。

具体的には以下の業務等での設定を希望します。

- 1.道路の予備・詳細設計（一般）
- 2.交差点設計（一般・立体）
- 3.構造物予備・詳細設計（一般）
- 4.道路防災点検・対策設計
- 5.道路台帳作成
- 6.交通量観測
- 7.道路占有物調査
- 8.電線共同溝等の設計
- 9.橋梁設計（小規模）
- 10.橋梁定期点検
- 11.築堤・護岸詳細
- 12.砂防堰堤・床固工等の設計
- 13.河川構造物予備・詳細設計
- 14.河川施設点検調査

また、地域要件の設定については「効率的かつ十分な成果が得られるとともに、競争性が確認できる場合を基本の条件として、設定することができる」とガイドラインにあります。それに基づいて、九州地方整備局管内に本店のある企業がガイドラインを満たす業務については、地元企業の受注機会拡大のため「九州地方整備局管内に本店を有する」という参加要件設定での発注をお願いします。

・地域要件については、「プロポーザル方式及び総合評価落札方式等の運用」に基づき設定している。鹿児島県企業については参加しているが、なかなか受注ができていないと認識している。

・九州地方整備局管内に本店を有するという参加要件の希望があるが、川内川河川事務所においてはこのような設定を対象とする業務もあるかと思うので、具体的に検討していきたい。

・地域要件の設定については業務内容に応じて事務所で使い分けており、特に局からの指導等があるわけではない。

## (2) 女性・若手技術者の登用する試行業務について

平成 27 年度から「女性・若手技術者の登用促進かつ育成」を目的として試行業務が発注されました。女性及び若手技術者の登用促進・育成による魅力的な職場環境の創出を促し担い手の中長期的な育成・確保と共に技術力向上による品質確保を図る目的には賛同致します。しかし、現状として県内地元コンサルタントは県外の大手コンサルタントに比べ、保有する女性技術者及び若手技術者の数は少なく、資格や実績の面からも参加表明の機会は少なくなります。今後、女性・若手技術者の登用する業務発注をされる際には、地域経済を支える人材の確保・育成の観点からも、参加要件や技術者評価において地域要件の設定をお願いします。

平成 27 年度に発注された女性・若手技術者を登用する試行業務の受発注状況を下記に示します。

事務所名	業務区分	県内企業参加数	県外企業参加数	落札企業
鹿児島国道	道路(橋梁)	0 社	8 社	県外
鹿児島国道	測量(台帳)	1 社	1 社	県外
川内川河川	河川	4 社	6 社	県外
大隅河川国道	河川	5 社	0 社	県内
大隅河川国道	道路	4 社	2 社	県内

- ・比較的多くの実績を有する業務等において業務実績が蓄積でき、更なる技術の向上等が図れるような業務を試行業務としている。
- ・発注者としては不調になるのが怖い。
- ・定期的に発注される業務(河川巡視など)について女性技術者を配置すれば効果的なのではないか。
- ・鹿児島県若しくは九州地方整備局管内での本店縛りを要望した。
- ・有資格の女性技術者は少ないので、評価型ではなく配置型を要望した。

## (3) 調査基準価格・品質確保基準価格の引き上げについて

現状に見合った適正な利益を確保できるよう調査基準価格・品質確保基準価格について引き上げをお願いします。

調査基準価格・品質確保基準価格の引き上げについて、上層機関である本局へ伝えてみたい。

#### **(4) 総合評価における技術点の実施方針の評価点内訳の公表について**

総合評価落札方式の技術点の評価における実施方針において、業務理解度、実施手順、照査における具体の手法・工夫等、その他等の評価項目により評価して頂いておりますが、各項目の評価点の内訳は公表されておりません。今後の技術提案書の検証・改善、企業の技術力・品質の向上や技術者のモチベーション確保のために、実施方針の各評価項目の評価点内訳を公表して頂くよう検討をお願いします。

技術点の公表結果については、ガイドラインに基づいて統一的に実施しており、ご要望内容については十分理解しているため、上層機関の本局へ伝えてまいりたい。

#### **(5) 総合評価落札方式入札結果の早期開示について**

総合評価方式落札方式における入札結果の開示において結果がリアルタイムに公表されないケースがあります。また、入札調書（総合評価落札方式）や評価点内訳書の開示時期が遅れる場合や各事務所によって開示時期が異なっているのが現状です。次回の業務発注に向けて、速やかに分析を行い鋭意努力していることから、早期の開示をお願いします。

総合評価落札方式の評価結果の公表については、落札者との契約締結後となっているので、入札結果の公表時期から数日後になる。数日後というのは、落札決定から契約締結までに契約書等の準備のために通常、数日間を要するためである。そのため各事務所各個別の契約毎に若干開示時期に差が生じることとなるが、意見の趣旨を踏まえて速やかに公表を行うよう努めてまいりたい。

## (6) 技術提案書の提出期限延長について

選定通知をいただいてから技術提案書の提出までの期限が約1週間しかありません。その期限内で、現地調査や提案書作成に対応している現状があります。地方の業者では、技術者が日常業務を遂行しながら提案書を作成していることから、短い期間での提出は大きな負担になり、また、残業や休日出勤など労働環境の悪化に繋がっています。納得のいく提案書作成や労働環境悪化予防のため、土日・祝日を除き10日間程度の猶予を要望します。

技術提案書の提出期限については、ガイドラインに基づいて設定を行っている。簡易型の場合は5日以上、標準型の場合は10日以上になっている。平日に祝日等を挟む場合は、個別に配慮するなどの対応を行っているところである。業務内容の緊急度を踏まえながら出来る限り日数を確保できるように努めてまいりたい。

## Ⅱ. 歩掛り・積算について

### (1) 積算条件の明示について

総合評価落札方式業務の見積額の積算において、特記仕様書や設計書に示されている業務内容では正確な見積もりができず、調査基準価格を下回り低入札となるケースがあります。特記仕様書や設計書に、業務内容と数量、旅費交通費の基地や宿泊費、高速道路の使用の有無の計上等、具体的な積算条件の明示をお願いします。

例えば、ライトバン使用で桜島フェリー、垂水フェリー どちらを利用、高速道路利用など具体的な記載をお願いします。

- ・旅費交通費の基地として、最も安価で短時間で交通手段により積算を行っている。
- ・交通手段について具体的な記載の検討を行いたいと考えている。
- ・積算に必要な条件については特記仕様書を通じて明示していきたいと考えている。

**(2) 用地補償に於いての次の4業務について、業務内容と報酬が大きく乖離しています。歩掛の改善や整備により業務報酬の適正な支払いをお願いします。**

#### ① 事業損失調査について

求められる業務内容と歩掛に大きな隔たりがあります。例えば、全てのちり切れや不良箇所計測・展開図等作成、また、調査要領の変更で全柱傾斜調査などが加わり歩掛との間に大きな差が生じています。調査に時間がかかることで建物所有者にも立会等で負担をかけている現状もあります。平成27年度に見直しをしていただいておりますが、実態としてはまだ足りない状況でありますので、引き続き見直しをお願いします。

- ・平成25年度に全国的な就業時間の実態調査を実施した。
- ・平成26年度に就業時間の検証を行い歩掛の策定を行った。
- ・平成27年度から歩掛を適用している状況である。
- ・今後、問題点の内容確認を行い見直しについて検討していきたいと考えている。
- ・確認事項の提出を窓口にして頂き、関係部署に確実に伝達したいと考えている。

## ② 物件調査について

特記仕様書等への記載又は指示業務のうち、業務報酬に反映されない業務が見受けられます。例えば、鉄筋コンクリート建物等の鉄筋調査です。不可視であるため建物図面がない場合、施工業者を探し、調査を行い、確認しなければなりません。また、年数の決定において、特に工作物は、設置年数の決定をするため、過去の資料収集を行います。図面がない場合は施工業者まで出向き、図面の有無を確認しなければなりません。

- ・平成 25 年度に全国的な実態調査を実施。
- ・平成 26 年度に歩掛を策定。
- ・平成 27 年度から歩掛を適用している状況である。

## ③ 立竹木調査について

「立木の径の計測とテープ結び付け」作業として、20 年度迄は「径 11 cm 以上の立木のみ」の作業でしたが、歩掛り・積算は据え置かれたまま 21 年度以降は「1 cm 以上の立木は全て」作業することに基準が変更されています。立木調査において「11 cm 以上のみ」と「1 cm 以上全て」では計測等の労力・時間に数倍の開きがあり、現状の歩掛と大幅に乖離しています。

前年度と同様の意見と認識している。立竹木調査においては、今年度、国土交通省各地方整備局及び沖縄統合開発局が発注している補償コンサルタント業務において実作業を踏まえた所要時間調査を実施している。次年度以降に検証作業を行う予定である。これについても、適切な機会をとらえて、再度関係部署にも伝えるようにしたい。

#### ④ 土地調査について

土地実地調査書作成の作業内容が大幅に変更され、これまでに比べコストが大幅に増え、現状の歩掛りと乖離しています。土地の用途によって歩掛を見直しをお願いします。

この件については、九州地方整備局用地部において、新たに部学会を制定する必要があるかどうかも含めて、各企業者の実態を把握しているところであるので、その結果を待っていただきたい。

#### (3) 打合せ協議について

打合せ協議では実情に応じた歩掛りの運用を要望します。打合せ業務は、通常（初回、中間回、最終、納品時）で積算されています。実際には、積算回数以上に相当な回数の協議を行っています。発注先事務所が遠方の場合、短時間の打合せにおいても一日を要するなど生産性が阻害され負担となっています。実情に即した運用をお願いします。

特記仕様書には、打合せ回数に変更が生じる場合は調査職員と協議のうえ変更対象とすると記載されているため、必要に応じて協議を行っていただきたい。  
また、事前に打合せの論点などについてメール等で共有するなど、効率的な打合せ協議の実施に努めていただきたい。

### Ⅲ. その他

#### (1) 前払い金の支払いについて

前払い金については、直接工事に関連している業務について支払いをして頂いているかと思いますが、工事施工に関係しない交通量調査や水質調査等の業務についても支払いをお願いします。

現状においては、直接工事に関連しているものに限るとしている。交通量調査、交通処理計画、水質調査等、その調査によって得た資料が工事施工に関係しない場合は、前払い金の支払いを実施していない。

要望については上部機関へ報告する。

#### (2) 災害復旧に関する業務の歩掛り単価の統一について

災害復旧に関する業務において、国交省では「設計業務等標準積算基準書」に基づき発注されているかと思いますが、各県各市町村については歩掛り単価に差異がみられます。

大規模災害発生時には近隣地域からの支援が必要になることが予想されますが、現状の仕組みでは、支援すると損失が出る場合が多く、災害復旧に支障をきたし兼ねません。

国が県市町村に対して指導をするという立場でないことは承知しておりますが、情報交換をする場などを利用して問題提起して頂きますようお願いいたします。

災害に関する歩掛りについて、整備局で歩掛りは作成していない。よって、協会側で各自治体に実際の実態を示して理解して頂く努力をして頂きたい。

またその上で、しっかりと利益がでるような交渉をして頂くことが重要と考えている。

### Ⅳ. 自由討議

#### (1) 河川点検士について、業務及び入札に関係してくるのか？方針をお聞かせください。

活用はしていく方針であるが、取得状況を見ながら検討する予定である。

将来は技術士と同等クラスの資格として取り扱う予定である。